

生駒市条例第 1 1 号

生駒市都市公園条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市都市公園条例等の一部を改正する等の条例

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 生駒市都市公園条例(昭和 4 5 年 3 月生駒市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 都市公園の管理(第 3 条―第 1 8 条)

第 2 章の 2 工作物等の保管の手續等(第 1 8 条の 2―第 1 8 条の 6)

第 3 章 雑則(第 1 9 条―第 2 3 条)

第 4 章 罰則(第 2 4 条―第 2 7 条)

附則

第 7 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(有料公園施設)」を付し、同条中「の名称」を削る。

第 7 条の 2 に見出しとして「(指定管理者による管理)」を付し、同条中「有料公園施設のうち生駒山麓公園フィールドアスレチック(次条から第 7 条の 6 までにおいて「フィールドアスレチック」という。)」を「生駒山麓公園(次に掲げる公園施設を除く。以下「山麓公園」という。)」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 生駒山麓公園ふれあいセンター

(2) 法第5条第1項の許可に係る公園施設

第7条の3に見出しとして「(指定の手續)」を付し、同条中「フィールドアスレチック」を「山麓公園」に改める。

第7条の4に見出しとして「(管理の基準)」を付し、同条中「フィールドアスレチック」を「山麓公園」に改める。

第7条の5に見出しとして「(業務の範囲)」を付し、同条第1号を次のように改める。

(1) 第3条第1項及び第3項の許可(市長の定めるものに限る。)に関する
こと。

第7条の5第3号中「フィールドアスレチックの」を「山麓公園の利用及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条の2の規定により山麓公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第3条、第6条、第14条、第17条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第7条の6を削る。

第8条第2項を削り、同条第3項中「公園施設で、次に掲げる施設及び別表第1に掲げる施設のうち主として運動の用に供する施設」を「次に掲げる公園施設」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(1) 有料公園施設(生駒山麓公園ふれあいセンターを除く。)

第12条中「額の使用料を、第7条の6第1項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる」を削る。

第13条第1項中「、第3条第1項各号に掲げる行為又は第7条の6第1項の有料公園施設の使用(以下)」を「又は第3条第1項各号に掲げる行為(以下

これらを」に改める。

第18条中「、第3条第1項若しくは第3項又は第7条の2」を「又は第3条第1項若しくは第3項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

公 園	有 料 公 園 施 設
生駒山麓公園	生駒山麓公園ふれあいセンター 生駒山麓公園テニスコート
生駒市総合公園	生駒市総合公園体育館 生駒市総合公園テニスコート
滝寺公園	滝寺公園プール 滝寺公園テニスコート
イモ山公園	イモ山公園プール イモ山公園テニスコート
むかいやま公園	むかいやま公園体育館 むかいやま公園テニスコート

別表第3を削る。

第2条 生駒市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 生駒山麓公園駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

第8条第2項第1号中「生駒山麓公園ふれあいセンター」の次に「及び生駒山麓公園駐車場」を加える。

第12条に次の1項を加える。

- 2 生駒山麓公園駐車場を使用する者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。

第13条第1項中「使用料」を「前条第1項の使用料」に改め、同条第2項

中「使用料」を「前項の使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前条第2項の使用料は、生駒山麓公園駐車場を使用する者が自動車を山麓公園から出場させる際に徴収する。

別表第1中「生駒山麓公園テニスコート」を「生駒山麓公園テニスコート
生駒山麓公園駐車場」

に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第12条関係）

生駒山麓公園駐車場使用料

区 分	駐車1回当たりの金額
自動車（マイクロバス及びバスを除く。）	500円
マイクロバス	1,400円
バス	2,000円

備考

- 1 「マイクロバス」とは、普通自動車のうち乗車定員が11人以上29人以下のものをいう。
- 2 「バス」とは、普通自動車のうち乗車定員が30人以上のものをいう。
- 3 次に掲げる自動車（マイクロバス及びバスを除く。）は、無料とする。
 - (1) 市内に住所を有する者が自ら運転する自動車
 - (2) 市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者が自ら運転する自動車
 - (3) 市内に存する学校に在学する者が自ら運転する自動車
 - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が自ら運転し、又は同乗する自動車

（生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正）

第3条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改める。

第2条の5の次に次の1条を加える。

（指定管理者に関する読替え）

第2条の6 第2条の2の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条から第6条まで及び第11条の規定の適用については、第3条から第5条まで及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。

第3条から第5条までの規定中「指定管理者」を「市長」に改める。

第6条中「及び指定管理者」を削る。

第11条中「指定管理者」を「市長」に改める。

別表の浴場使用料の表中「300円」の次に「（市内に居住する60歳以上75歳未満の者にあつては、100円）」を、「450円」の次に「（市内に居住する60歳以上75歳未満の者にあつては、150円）」を加え、同表の備考第1項中「小人」を「「小人」」に改め、同項ただし書を削り、同表の備考第2項中「市内に居住している60歳以上の者」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市内に居住する75歳以上の者
- (2) 3歳未満の者

別表の温水プール使用料の表の備考を次のように改める。

備考1 「小人」とは、3歳以上の幼児、小学生及び中学生をいう。

備考2 「団体使用」とは、責任者に引率され、かつ、30人以上（責任者を除く。）で構成される団体による使用をいう。

備考3 3歳未満の者は、無料とする。

別表の生駒山麓公園ゲートボール場使用料の表を削る。

第4条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の温水プール使用料の表を削る。

（金鷄の杜倭苑条例の一部改正）

第5条 金鷄の杜倭苑条例（平成15年3月生駒市条例第10号）の一部を次の

ように改正する。

別表中

「

1回300円。ただし、60歳以上の者及び3歳未満の者については無料、中学生以下の者（3歳未満の者を除く。）については1回150円とする。

を

」

「

次に掲げる使用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額

- (1) 75歳以上の者 無料
- (2) 60歳以上75歳未満の者 1回100円
- (3) 中学生以下の者（次号に掲げる者を除く。） 1回150円
- (4) 3歳未満の者 無料
- (5) 前各号に掲げる者以外の者 1回300円

に改める。

」

（生駒山麓公園野外活動センター条例の廃止）

第6条 生駒山麓公園野外活動センター条例（平成5年3月生駒市条例第5号）

は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年7月1日前にされた指定管理者の指定の手続に関する行為は、改正後の生駒市都市公園条例の規定によりされたものとみなす。
- 3 平成21年7月1日前に改正前の生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれ

あいセンター条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用等に係るものは、それぞれ改正後の生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。